

# 国際会議・国際研究集会開催準備金内規

2013年5月17日制定

## (目的)

第1条 日本高圧力学会（以下本会という）は、本会会則第3条の目的を達するため、同第4条の諸事業を行うこととしており、国際会議・国際研究集会の主体的な開催もその事業に含まれる。従来、本会は、International Conference on High Pressure Science and Technology（以下、AIRAPTと略記）の日本開催において共催組織として中心的な役割を果たし、本会事業の中心をなす高圧討論会との共同開催としてきた。本内規は、AIRAPTに限らず、本会と関連が深い国際会議・国際研究集会の国内開催を支援し、広く高圧力に関する科学および技術の研究と応用を促進することを目的とする。

## (名称)

第2条 この準備金の名称を「国際会議・国際研究集会開催準備金」とする（以下、本準備金と記載）。

## (性格)

第3条 本準備金は、原則として、本会が共催し、かつ本会会員が中心的に開催を担う国際会議・国際研究集会の開催のために、無利子で貸与されるものとする。

## (会計)

第4条 本準備金は特別会計より行う。

## (対象とする国際会議・国際研究集会の種類)

第5条 対象とする国際会議・国際研究集会は、日本で開催される以下のいずれかに該当するものとする。

1. AIRAPT
2. 本会が共催し、かつ本会会員が中心的に開催を担う国際会議・国際研究集会
3. その他、幹事会で承認された国際会議・国際研究集会

## (金額の上限)

第6条 本準備金の上限は、一件の開催につき原則的に以下の金額とする。

1. AIRAPT：1000万円
2. 第5条に規定されたAIRAPT以外の国際会議・国際研究集会：100万円

## (申請)

第7条 本準備金の貸与を希望する本会会員、および本会会員が中心的に担う Organization Committee 等は、所定の申請書を用い、関連書類を添えて本会会長に申請するものとする。

## (審査および決定)

第8条 本準備金の貸与の申請があった場合は、会長は幹事会にそれを諮り、幹事会においてその可・不可および金額に関する審査・決定を行う。貸与の決定およびその金額は、評議員会の承認を経る。

## (決定内容の通知)

第9条 申請に対する審査結果および貸与金額は、決定され次第、速やかに会長から申請者に伝達される。

(貸与)

第 10 条 本準備金の貸与が決定された場合、事務局は申請者と協議の上、適切な期日に、振込等により申請者の指示する所定の口座に入金する。

(借用書)

第 11 条 本準備金の貸与が行われた後、申請者は速やかに借用書を事務局に提出する。

(利用報告書および決算資料の提出)

第 12 条 本準備金の貸与を受けた会員および Organization Committee 等は、本準備金を利用した国際会議・国際研究集会終了後、半年を目途に以下の事項を含む利用報告書を会長に提出する。

1. 国際会議・国際研究集会の内容、開催期間、開催地、開催場所
2. 参加人数およびその内訳に関すること
3. 収支決算書
4. 所見（成果等を 400 字程度に総括）

また、上記利用報告書に加えて、会誌「高圧力の科学と技術」に掲載する開催報告を執筆し、事務局に提出する。

(返還)

第 13 条 本準備金は、借用書記載の期日までに、全額を本会特別会計口座に返金する。

第 14 条 前条に関連し、返還に関する詳細な条件が必要であると判断される場合には、当学会と当該国際会議・国際研究集会の主催者による協議の上、返還条件に関する覚書を予め結ぶものとする。

第 15 条 貸与決定を受けた国際会議・国際研究集会が諸事情により開催されなかった場合、申請者は速やかにその全額を返金するものとする。

(返済の猶予および免除)

第 16 条 諸事情により貸与額の一部あるいは全額が返済できない場合、申請者は速やかに報告書を会長に提出する。会長は幹事会における承認を経て返還期日を変更し、貸与額の 1/3 までを免除することができる。また、会長は評議員会の承認を得て、その 2/3 までの返済を免除することができる。さらに会長は総会の承認を得て、その全額までの返済を免除することができる。

付則 1 本内規は 2013 年 5 月 17 日から実施する。

付則 2 本内規は幹事会の承認を経て改正することができる。